毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc

 \bigcirc

香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。	規則	等	◉地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数	選挙管理委員会告示	経営体育成基盤整備事業に係る異種目換地の指定(パープ)	県営土地改良事業計画の変更	土地改良事業の工事完了の届出	土地改良区の役員の退任の届出(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土地改良事業計画変更の同意	土地改良事業の同意(二件)	土地改良事業の適否決定(四件)	公 告	香川県証紙の売りさばき人の指定 (会 計 課	道路の位置指定(建築・課	指定地方公共機関の指定	◉武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による	告 示	●香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則 (都市計画課)	規則	「				一		
			致		\cup) 六	$\overline{}$	\cup	\cup	三五	武		課)一四	課)	歌)	ခ		談		りページ	ļ	9			火曜	
三 営業所の名称	二 登録年月日 一 法人にあつては、その代表者の氏名	第二十五条の条列第三十五条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	(標識の記載事項等)	四条とし、同条の次に次の二条を加える。	四条第一項第四号」に、「第十八号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第二十	ら第三号までに掲げる」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項第三号」を「第三十	第十七号様式」を「第二十号様式」に、「講習会の課程を修了した」を「同項第一号か	第十七条第一項中「第二十八条第一項第三号」を「第三十四条第一項第四号」に、「	第二十三号様式」に改め、同条を第二十七条とする。	第十八条中「第三十四条第二項」を「第四十四条第二項」に、「第十九号樣式」を「	に改め、同条第二項及び第三項を削る。	第八条第一項中「第九号樣式」を「第七号樣式」に、「第十号樣式」を「第八号樣式」	十日前から十日前までの間」に改める。	第六条の見出し中「申請期限」を「申請期間」に改め、同条中「十日前まで」を「九	第五条の見出しを「(許可の申請等)」に改め、同条第三項を削る。	のように改正する。	第二条 香川県屋外広告物条例施行規則(昭和四十年香川県規則第七十八号)の一部を次	(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)	別表4の項中「第三十五条」を「第四十五条」に改める。	うに改正する。	第一条 香川県証紙条例施行規則 (昭和三十九年香川県規則第二十三号)の一部を次のよ	(香川県証紙条例施行規則の一部改正)	香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則	香川県規則第八十八号	香川県知事、真、鍋、武、紀	平成十七年九月十三日

香

Ш

県

報

平成十七年九月十三日

(第九二六九号)

業務主任者の氏名

(帳簿の記載事項等) 条例第三十五条の標識は、第二十二号様式によるものとする。

第二十六条 条例第三十六条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 注文者の氏名又は名称及び住所
- 広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所及び年月日
- 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 2(条例第三十六条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置に係る契約ごとに作成 し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

第十五条第三項中「第十五号樣式」を「第十八号樣式」に改め、同条を第二十二条と 第十六条中「第十六号様式」を「第十九号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条中「第十四号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第二十一条とする。 第十三条中「第二十七条」を「第三十四条第一項第二号」に改め、同条を第二十条と

次に次の六条を加える 第十二条中「第十三号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十三条とし、同条の

(更新の登録の申請期間)

第十四条 条例第二十六条第三項の更新の登録の申請は、現に受けている同条第一項又 ばならない。 は第三項の登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に行わなけれ

(登録の申請)

第十五条 条例第二十七条第一項第六号の規則で定める事項は、条例第二十六条第三項 の登録を受けようとする者にあつては、その者が現に受けている同条第一項又は第三

- 項の登録の登録番号とする。
- **2 条例第二十七条第一項の申請書は、屋外広告業登録申請書 (第十一号様式)による** ものとする。
- 条例第二十七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 条例第二十七条第二項に規定する誓約書 (第十二号様式)
- 一 登録申請者 (法人にあつては条例第二十七条第一項第三号に規定する役員 (以下 票の抄本(これに代わる書面を含む。以下同じ。) 者にあつては登録申請者及びその法定代理人) の略歴書 (第十三号様式) 及び住民 「役員」という。) 、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年
- 法人にあつては、登記事項証明書
- 当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本 営業所ごとに選任される業務主任者が条例第三十四条第一項各号のいずれかに該

(登録簿の閲覧)

第十六条(条例第二十八条第三項の規定により屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」と いう。) を閲覧に供するため、香川県屋外広告業者登録簿閲覧所 (以下「閲覧所」と

2 登録簿の閲覧時間は、香川県の休日を定める条例 (平成元年香川県条例第一号) 第 いう。)を香川県土木部都市計画課内に置く。

一条第一項各号に掲げる日を除き、午前九時から午後五時までとする

- 3 臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合 においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、
- 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。
- 二 登録簿を汚し、又は破らないこと。
- 三 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 閲覧を停止し、又は拒否することができる。 知事は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の

(登録事項の変更の届出)

- 第十七条 条例第三十条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書 (第十四号様式)に、次の各号に掲げる変更のあつた事項の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める書類を添付して行わなければならない。
- 条例第二十七条第一項第一号に掲げる事項(登録申請者の住民票の抄本又は登記)

事項証明書

の者の略歴書の住民票の抄本並びに新たに役員となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその住民票の抄本並びに新たに役員となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びそ三、条例第二十七条第一項第三号に掲げる事項 登記事項証明書及び変更に係る役員

たに法定代理人となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書三 条例第二十七条第一項第四号に掲げる事項 法定代理人の住民票の抄本並びに新

四号に掲げる書面が新たに業務主任者となつた者がいる場合にあつては、その者の第十五条第三項第四の条例第二十七条第一項第五号の業務主任者の氏名の業務主任者の住民票の抄本及

(屋外広告業登録事項証明書の交付の申請)

(第十五号様式)により行わなければならない。第十八条(条例第三十一条の規定による申請は、屋外広告業登録事項証明書交付申請書

(廃業等の届出)

六号様式)により行わなければならない。 第十九条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第十

第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「第十二号樣式」を「第九号樣式」に改め、同条を第十一条とし、第

(必要な知識を有する広告物管理者の設置)

九条の次に次の一条を加える。

第十条 条例第十八条第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告表示面積が三

十平方メートルを超える広告物又は掲出物件とする。

該当する者とする。 2 条例第十八条第一項の規則で定める者は、条例第三十四条第一項各号のいずれかに

第一号様式 (裏面) 及び第三号様式 (裏面) 中

屋外広告業届出済 証の年月日及び届 年 月 日 第 号 出番号

を

屋外広告業の登録 年月日及び登録番 香川県屋外広告業登録第 号

に

改める。

号様式とし、第十一号様式を削る。(第七号様式及び第八号様式を削り、第九号様式を第七号様式とし、第十号様式を第八)

第十二号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に、「表示」を「表示され、」に改

め、同様式を第九号様式とする。

第十三号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第十号様式とする。第十九号様式中「第18条関係」を「第27条関係」に改め、同様式(表面)中「第34条第1項」を「第44条第1項」に改め、同様式(裏面)中「第34条」を「第44条」に、「正対し」を「又は屋外広告業を置む者への帝の関係者に対し」に、「普通」を「普通者を加え、「指しへは過年物件」を「、過日物件、最適やの帝の物件を」に改め、同様式を第二十三号様式とする。

平成十七年九月十三日

香

第22号様式(第25条関係)

	屋外広告業者登録票	
氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名		
登録番号	香川県屋外広告業登録第	묵
登録年月日	年 月	П
営業所の名称		
業務主任者の氏名		

注 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とします。

香	· · · ·	345	_
Ш	如 第 通 第 如 第 立 : 十 二 十 河 に 四 に 吾 に 六 ※	第十七 <u>1</u> 1	
県	以 号 改 号 かめ、 気 が 景 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が 、 気 が か 、 気 が か 、 気 が か 、 気 が か 、 気 が か り が か か に か か り が か か に か か り が か か に か か か に か か か に か か か に か か い に か い	海绵 拉拉	きまじ
報	同 中 同 中 同 中 同 中 同 中 同 中 同 中 同 中 同 中 同 中	世 男/祭	1 1 4 1 7 4
平成十七年九月十三日	第十六号様式中「謝16別國家」を「謝23別國家」に、「第27別」を「謝34別譲1届勝2中」に改め、同様式を第十九号様式する。第十五号様式中「謝16別國家」を「謝22別國家」に、「第15別譲3届」を「第22別譲第十四号様式中「勝14別國家」を「第21別國家」に、「第27別」を「第34別第1届署第十四号様式・第14別國家」を「第21別國家」に、「第27別」を「第34別第1届署2申」に改め、同様式を第十七号様式とし、同様式の前に次の六様式を加える。	第十十里黎元中・男1/衆関係」で、男24衆関係」に、・男28衆男1項男3亏」で、男3条第1項第4号」に、「講習会の課程を修了した」を「香川県屋外広告物条例第34条	
(第九二六九号)			
五			

Ш

第11号様式(第15条関係)		(表面)	(日本工業規	見格Aタ	列4番
		香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)			
子.III.是在10亩		屋外広告業登録申請書	年	月	日
香川県知事	殿	申請者 住 所			(Ch)

(法人にあつては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

第1項 第3項 香川県屋外広告物条例第26条 の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登	録の	X	分	新 規 更 新
現登	に受けてい 録番号 (更	1る登: 新の場	録の 合)	香川県屋外広告業登録第 号
	住		所	郵便番号(-)
登録申	(ふり 氏	がな	2 名	
請者	法人に 名称及 の氏名			
	電話	番	号	
役	員の氏名(※	去人の均	易合)	

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

七

1	住 所	郵便番号(-)	
· · ·	(ふりがな) 氏 名			
1	電話番号			
香川県の区域((高松市の区	「域を除く。)内において	ご営業を行う営業所	営業所ごとに選任され
名 称		所在地	電話番号	る業務主任者の氏名
添付書類	力を有し び住民票 3 法人に 4 営業所	請者(法人にあつては役ない未成年者にあつてはの抄本 あつては、登記事項証明 ごとに選任される業務主 れかに該当する者である	登録申請者及びその注 書 任者が香川県屋外広告	法定代理人)の略歴書及 告物条例第34条第1項各

報

第12号様式(第15条、第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

誓 約 書

香川県知事 殿

私は、香川県屋外広告物条例第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者(屋外広告業者) 住 所

氏 名

ED

(法人にあつては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

香川県屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第39条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない 者

第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者(以下「屋外広告業者」という。)で法人であるものが第39条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

第39条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの 営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者 県

報

九

第13号様式(第15条、第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

略 歴 書

X	分	登録申請者 法人の役員 法定代理人
住	所	
氏	ふりがな) 名	
	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 又 は 業 務 の 内 容
略		
歴		
	400	内容
行政	年月日	PS #
行政処分等		
उ		
上	記のとおり相違	ありません。
	年	月日
		氏名

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。
 - 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。
 - 3 行政処分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。
 - 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

Ш

県

報

(日本工業規格A列4番)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事

届出者 住 所 氏 名

(EI)

(法人にあつては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号() -

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

殿

登録年月日		年	月	B
登録番号	香川県屋外広告業	登録第		号
変 更のあつた事項	変 更 前	変	更後	変更年月日

- 1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本又は登記事項証明書
- 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書及び変更に係る役員の住民票の 抄本並びに新たに役員となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴 書

添付書類

- 3 法定代理人の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本並びに新たに法定代理人となつた者がいる場合にあつては、誓約書及びその者の略歴書
- 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任 者となつた者がいる場合にあつては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項 各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

		! 証 紙 欄 はならない。)				
	屋外広告業登録	事項証明書交付申請	書	年	月	E
香川県知事	殿					
	申請者	住 所				
		氏名				E
		(法人にあつては 所在地、名称及	•			
		電話番号(
香川県屋外広告物条優	引第 31条の屋外広告業登録	真頂証明書の交付を	受けたい	ኮሞ. አ _የ መረ	トおり	由誤
इ क .			Σ 177 C V ···		_ 0, ,	I-MR
登録年月 日	1	年	月	В		
立 弊 千 万 1	•	–	73	н		
登録番号		外広告業登録第		号		
豆 騋 宙 5	首川朱座	가 囚口未 豆 球牙		7		
	・ 「行う場合は、押印を省略・	することができます	•			
氏名の記載を自署で						
氏名の記載を自署で						

Ш

県

報

(日本工業規格A列4番)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(ED)

香川県知事

殿

届出者 住 所 氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の)

「所在地、名称及び代表者の氏名」

電話番号() 屋外広告業者との関係

香川県屋外広告物条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日
登録番号	香川県屋外広告業登録第 号
	1 屋外広告業者の死亡
	2 屋外広告業者の合併による消滅
廃業等の内容	3 屋外広告業者の破産手続開始の決定による解散
	4 屋外広告業者の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散
	5 屋外広告業の廃止
廃業等の年月日	年 月 日

- 注 1 廃業等の内容は、該当番号を 印で囲んで示してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第三条 香川県出先機関事務決裁規則 (昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のよ うに改正する。

の存する土地」を「営業所その他の事業所」に、「三十四条一項」を「四十四条一項」 に改める。 別表三監理課の部十四の項第十号及び別表四の三十二の表十五の項第十号中「広告物

則

(施行期日)

1 この規則は、 平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 則」という。) 第八条第二項の規定により交付された屋外広告業届出済証 (以下「届出 施工者に係る第二条の規定による改正前の香川県屋外広告物条例施行規則 (以下「旧規 続き屋外広告業を営んでいる者であるときは、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物変 済証」という。)の年月日及び届出番号を記載しなければならない。 更等許可申請書の工事施工者の屋外広告業の登録年月日及び登録番号の欄に、当該工事 屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第二十六条第一項の登録を受けないで引き 屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成十七年香川県条例第二十五号。以下「改正 第十二条第一項の許可の申請をする者は、当該許可に係る広告物の工事施工者が香川県 条例」という。) 附則第二項の規定により改正条例第二条の規定による改正後の香川県 香川県屋外広告物条例(昭和四十年香川県条例第十八号)第六条、第七条第三項又は
- 3 出番号を記載しなければならない。 者とみなされて新条例第三十条第一項又は第三十二条第一項の規定の適用を受ける者は、 廃業等届出書の登録年月日及び登録番号の欄に、その者に係る届出済証の年月日及び届 これらの規定による届出をするときは、屋外広告業登録事項変更届出書又は屋外広告業 改正条例附則第三項の規定により新条例第二十六条第一項の登録を受けた屋外広告業
- 規則第二十三条又は第二十四条第二項の規定により交付された屋外広告物講習会修了証 了証書又は認定書は、それぞれ第二条の規定による改正後の香川県屋外広告物条例施行 旧規則第十六条又は第十七条第二項の規定により交付されている屋外広告物講習会修

曹又は認定 害とみなす。

5 できる。 旧規則第一号様式及び第三号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することが

告 示

香川県告示第五百七十一号

二号) 第二条第二項の規定による指定地方公共機関として平成十七年九月十三日次のとお 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十

り指定した。

平成十七年九月十三日

香川県知事 在

武

紀

社団法人香川県エルピー ガス協会

高松市錦町一丁目六番八号

高松市丸の内町八番一五号

岡山県岡山市丸の内二丁目一番三号 高松市西宝町一丁目五番二〇号

岡山県岡山市野田五丁目八番八号 岡山県岡山市学南町三丁目二番一号

高松市西宝町一丁目四番二三号

香川県告示第五百七十二号

株式会社エフエム香川 テレビせとうち株式会社 岡山放送株式会社 山陽放送株式会社 株式会社瀬戸内海放送 西日本放送株式会社

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

路の位置を次のように指定した。

平成十七年九月十三日

香川県知事

真

鍋

武

紀

- 定 番 号 中土指道 第十号
- 指定年月日 平成十七年八月二十九日
- 指定道路の位置 丸亀市津森町字上拾丁分一〇八及び同地先農道・水路
- 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル~四・一六メートル及び五・〇

香

Ш

(第九二六九号)

四

〇メートル

三九・ハーメートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供

す る。

香川県告示第五百七十三号

の売りさばき人を次のとおり指定した。 香川県証紙条例 (昭和三十九年香川県条例第十一号) 第五条の規定により、香川県証紙

平成十七年九月十三日

香川県知事 鍋 武

紀

指定年月日

住所 平成十七年九月二日

高松市太田下町一三八九番地一

Ξ 氏名

池添 治

四 売りさばき場所

高松市多肥下町二〇番地

公 告

香川県公告第五百十四号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十

良事業を行うことについて平成十七年八月十九日適当と決定した。

日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事 武

紀

香川県公告第五百十五号 単独県費補助土地改良事業新池地区 地改良区高松市前田土

単独県費補助土地改良事業辻尾池地区

土地改良課高松市産業部

土地改良区名

土 地 改 良

業 名

縦覧場所

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十

良事業を行うことについて平成十七年八月二十四日適当と決定した。

日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

香川県知事

武

紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
土地改良区高松市古高松	単独県費補助土地改良事業友久地区	土地改良課高松市産業部
"	単独県費補助土地改良事業新田中地区	"
"	単独県費補助土地改良事業北堀江地区	"

香川県公告第五百十六号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

良事業を行うことについて平成十七年八月二十九日適当と決定した。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月二十一日から同年十月十

一日まで縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

縦覧場所			名	業	事	良	改	地	±	土地改良区名	
武紀	鍋	真	事	香川県知事	香川						

"	単独県貴補助土地改良事業西表水路地区	"
"	単独県費補助土地改良事業本樋筋水路地区	"
"	単独県費補助土地改良事業庵治大池地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業坊の奥下池地区	"
11	香川用水非受益地域用水確保事業竹原池地区	"
產治町建設経	単独県費補助土地改良事業坊の奥下池地区	土地改良区

香川県公告第五百十七号

当と決定した。 改良事業 (かんがい排水事業) 畑田地区) を行うことについて平成十七年八月二十三日適 第八条第一項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業 (単独県費補助土地 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同法

縦覧に供する。 その関係書類を綾南町経済課において平成十七年九月二十一日から同年十月十一日まで

平成十七年九月十三日

香川県知事 武 紀

香川県公告第五百十八号

同法第十条第一項の規定により、琴平町が土地改良事業 (単独県費補助土地改良事業 (か んがい排水事業)通町地区)を行うことについて平成十七年八月二十二日同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋

武

紀

香川県公告第五百十九号

業を行うことについて平成十七年八月二十三日同意した。 同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

香

Ш

報

平成十七年九月十三日

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 武 紀

"	香川町	町名
非補助土地改良事業新開北地区	非補助土地改良事業一本木山下地区	土地改良事業名

香川県公告第五百二十号

年八月十八日同意した。 改良事業 (団体営基盤整備促進事業乙井川北地区) 計画を変更することについて平成十七 同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の三第五項において準用する

平成十七年九月十三日

香川県公告第五百二十一号

山本町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規程により、三豊郡

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成十七年九月十三日

香川県知事

真

鍋

武

紀

所

退 任

年月

日

平成一七、

八、二五

土

種 役 員 類の 氏

名 住

保夫 三豐郡山本町大字大野九〇一番地

理

河野

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、 香川県公告第五百二十二号

平成十七年九月十三日

香川県知事

真

鍋

武

紀

工事完了年月日

地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

行った者の名称土地改良事業を
土地改良事業の種類
地区名

(第九二六九号)

Ш

香川県知事

真

鍋

武

紀

"	"	"	"	"	11	野町土地改良区香川県三豊郡三
(ため池改修事業)単独県費補助土地改良事業	(ため池改修事業)単独県費補助土地改良事業	(ため池改修事業)単独県費補助土地改良事業	(揚水施設補修事業)単独県費補助土地改良事業	(揚水施設補修事業)単独県費補助土地改良事業	(水路補修事業) 単独県費補助土地改良事業	用排水路整備)
志田尾池地区	仁尾坂池地区	荷池地区	場 地区 瀬入池揚水機	地区 汐木揚水機場	手石場地区	汐 木 地 区
平成一七、三、	平成一七、	平成一七、	平成一七、三、	平成一七、三、	平成一七、二、二	平成一六、二、六
ţ	ţ	ţ	ţ	ţ	ţ	六
≡	<u></u>	É	É	=	<u></u>	=
四四	— 四	_ 四	_ 四	_ 四	Ξ	六

香川県公告第五百二十三号

平成十七年八月三十日変更した。 営土地改良事業(県営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)多度津地区)計画を 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、県

で縦覧に供する。 その関係書類を多度津町産業課において平成十七年九月二十一日から同年十月十一日ま

平成十七年九月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百二十四号

同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区 (第二工区) において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地とし 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第三項において準用する

て指定したので、同条第三項の規定により公告する。 平成十七年九月十三日

従前の土地の表示

野を設定を受ける。 在 五五 地 五 地 田 目 用 田 途 四五八平方メートル 地 積

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十三号

は の三分の一の数 (その者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の 関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第一項に規定する選挙権を有する者 条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に 録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第 項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。) **公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登** 次のとおりである。

平成十七年九月十三日

沓川県選挙管理委員会委員長 﨑 克

彦

三分の一の数 五十分の一の数 〇六、〇三六人 一六、七三五人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区 九一、四二七人

丸亀市選挙区

坂出市選挙区

観音寺市選挙区

善通寺市選挙区

さぬき市選挙区

東かがわ市選挙区

二へ、六九四人一へ、五八三人一、五二一人一、五二一人一、五〇四人

香川県報	三豊郡第二選挙区	三豊郡第一選挙区	仲多度郡第二選挙区	仲多度郡第一選挙区	綾歌郡選挙区	香川郡選挙区	木田郡第二選挙区	木田郡第一選挙区	小豆郡選挙区
平成十七年九月十三日	五、九六四人	_O,	六、五六一人	八、九〇四人	一三、七二九人	九、八七二人	六、七六三人	七、九九六人	九、六六七人
(第九二六九号)									
۱t									

